

議第10号議案

東大和市高齢者補聴器購入費助成条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者

東大和市議会議員 尾崎 利一

〃 上林 真佐恵

## 東大和市高齢者補聴器購入費助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、高齢者が補聴器の購入に要した費用（以下「補聴器購入費」という。）の全部又は一部を助成することにより、高齢者の外出及び地域交流を支援し、より良いコミュニケーションを確保するとともに高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 補聴器購入費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する高齢者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 一耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上であり、医師が補聴器の装用を必要と認める者であること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給を受けて補聴器を購入することができる者を除く。
- (3) 助成の申請をする日の属する年度（助成の申請をする日の属する月が4月から6月までの場合にあつては前年度とする。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この号において同じ。）が課税されていない者（区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること。

### (補助の対象)

第3条 この条例による補助の対象となる助成経費として認める補聴器の台数は、一耳につき1台とし、その構造は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の1の（5）に規定する基本構造を満たすものとする。

### (助成の額等)

第4条 補聴器購入費の助成は1回に限り、当該助成の額は当該助成に係る補聴器の購入に実際に要した額とする。ただし、2万円を限度とする。

### (助成の申請)

第5条 補聴器購入費の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

- (1) 難聴のため補聴器の装用が必要であることを証明する医師の診断書
- (2) 補聴器購入費の支払をしたことを証する書類

(3) その者の市町村民税が非課税であることを証する書類又は市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該申請に係る補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、別に定めるところにより、補聴器購入費の助成の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補聴器購入費の助成をする旨の決定をしたときは、別に定めるところにより、当該決定を受けた者に当該決定に係る補聴器購入費を支給するものとする。

(助成の決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補聴器購入費の助成の決定を受けた者があるときは、当該決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。